

税務・会計便り

～ふるさと納税の申し込み期限について～

ふるさと納税といえば、実質2,000円の負担で各地の特産物等の返礼品がもらえたり、地元や応援したい自治体に納税できることが大きな魅力です。1月1日から12月31日まで年間を通して申し込むことができますが、これからの時期に申し込まれる方は注意が必要です。

《ふるさと納税の申し込み期限》

税の軽減は、「1月から12月」の年単位で取り扱われるため、今年1年の所得に対する税の軽減を受けたい場合、受領証明書に記載されている受領日（入金日）が平成30年12月31日までのもののみです。



注意する点としては、受領日の扱いが支払方法により異なることです。

入金手続き等に時間がかかる場合があり、今年の寄附金として処理できず、税の控除を受けられるのが翌年分になってしまうことがあります。

一般的な受領日の扱い

クレジットカード → 決済が完了した日
銀行振込み → 指定口座に支払した日
払込取扱票 → 指定口座に支払した日
現金書留 → 自治体側が受領した日

※自治体によっては、12月早めに締め切りを設定している場合もあります。

～ふるさと納税ワンストップ特例制度～

ふるさと納税を申し込んで、税の控除を受けるには本来「確定申告」が必要ですが、確定申告を行わずに楽に控除を受けられる仕組みが、**ふるさと納税ワンストップ特例制度**です。

《ふるさと納税ワンストップ特例制度の申し込み期限》

原則、寄附年の翌年1月10日必着です。

※期日に提出が間に合わなかった場合は、「確定申告」で手続きを進めることも可能です。

年末ぎりぎりに手続きを行った場合、郵便状況や予期せぬトラブルなどで期限に間に合わなくなる可能性もあるので、早めの手続きをしましょう。



[http://www.sugiura - kaikei.jp](http://www.sugiura-kaikei.jp)

税理士法人 杉浦経営会計事務所 (0587)23-3100